

鹿沼市が結ぶ協定等一覧(自治体間等)

No.	部名	課名	協定の名称	相手方名称	件数	協定の根拠	締結年月日	目的	内容	期待する効果	これまでの実績	分類
1	総務部	企画課	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	宇都宮市,日光市,真岡市,さくら市,下野市,上三川町,芳賀町,壬生町,高根沢町	1	任意	H23.10.1	災害時における備蓄品の共同利用		災害時における備蓄品の共同利用	・不明	安全安心
2	総務部	企画課	友好都市協定	東京都足立区	1	任意	H4.10.1	岡市区の友好交流の充実と発展		岡市区の友好交流の充実と発展	・各種友好交流	交流と相互PR
3	総務部	企画課	友好都市協定	東京都墨田区	1	任意	H24.10.13	岡市区の友好交流の充実と発展		岡市区の友好交流の充実と発展	・各種友好交流	交流と相互PR
4	総務部	企画課	友好都市協定	米国グランドフォークス市	1	任意	H27.11.27	岡市の友好交流の充実と発展		岡市の友好交流の充実と発展	・各種友好交流	交流と相互PR
5	総務部	企画課	友好都市協定	中国鉄嶺市	1	任意	H4.3.15	岡市の友好交流の充実と発展		岡市の友好交流の充実と発展	・各種友好交流	交流と相互PR
6	総務部	企画課	友好交流に関する覚書	豪州アーミデイル・デュマレク市	1	任意	H13.4.19	岡市の友好交流の充実と発展		岡市の友好交流の充実と発展	・各種友好交流	交流と相互PR
7	総務部	企画課	栃木県央6市4町公立図書館等の広域利用に関する協定	宇都宮市,日光市,真岡市,さくら市,下野市,上三川町,芳賀町,壬生町,高根沢町	1	任意	H23.10.1	図書館等の広域的なサービスの拡充と住民の教養の向上と文化の発展		図書館等の広域的なサービスの拡充と住民の教養の向上と文化の発展	・個人による利用	交流と相互PR
8	総務部	企画課	老人福祉センター等の広域利用に関する協定	宇都宮市,日光市,真岡市,さくら市,下野市,上三川町,芳賀町,壬生町,高根沢町	1	任意	H23.10.1	住民の利便性向上と高齢者の健康づくり及び生きがいがづくりに寄与すること		住民の利便性向上と高齢者の健康づくり及び生きがいがづくりに寄与すること	・個人による利用	市民の利便性向上
9	総務部	企画課	スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定	宇都宮市,日光市,真岡市,さくら市,下野市,上三川町,芳賀町,壬生町,高根沢町	1	任意	H23.10.1	スポーツ・レクリエーション施設の有効利用や圏域住民の利便性の向上		スポーツ・レクリエーション施設の有効利用や圏域住民の利便性の向上	・個人による利用	市民の利便性向上
10	総務部	水資源対策課	東大芦川ダム建設事業の中止に伴う対応に係る合意書	栃木県知事	1	任意	H17.3.30	県営東大芦川ダムの建設中止に伴う県の対応について定めたもの。	治水対策(河川改修,砂防工事),利水,不特定用水などに関し,東大芦川ダムが中止になる代わりに県が実施する事業について,県と市の間で合意したもの。	東大芦川ダムによって得られるはずであった治水,利水などの効果が,代替事業によって発現されること。	・治水対策として大芦川を河川改修(護岸工事,堰改修,河床土砂除去)	その他
11	財務部	税務課	固定資産税課税情報及び当該情報に係る個人番号又は法人番号の提供に関する覚書	栃木県	1	任意	H29.5.31	県が課税する不動産取得税算定のため	固定資産税課税情報及び当該情報に係る個人番号又は法人番号	県が実施する家屋調査結果の情報提供を受けるなどの情報交換をするため,それぞれ迅速な課税が図られる。		その他
12	保健福祉部	健康課	小児二次救急医療支援事業協定書	西方町,栃木市,壬生町,岩舟町	1		H22.10.1	小児二次救急医療支援事業に関する事務の円滑化を図るため	鹿沼・栃木小児二次救急医療機関である獨協医科大学病院に対する補助の負担割合等を定めることと,その事務を栃木市が行うこと	小児二次救急医療支援事業に関する事務の円滑化に寄与している。	毎年230万円程度を負担金として栃木市に拠出している	安全安心
13	保健福祉部	健康課	栃木市と鹿沼市との間の鹿沼医療圏における病院群輪番制病院運営事業に係る協定書	栃木市	1		H25.4.1 (S55から締結)	病院群輪番制病院運営事業に関する経費等を定める	病院群輪番制病院運営事業に関する経費等を定めることと,その事務を鹿沼市が行うこと	病院群輪番制病院運営に関する経費負担を毎年確実に実行している。	毎年400万円程度を栃木市から負担金として受けている	安全安心
14	経済部	農政課	土地賃貸借契約書及び覚書	日光市	1	任意	H31.4.1	前日光牧場における日光市所有の土地の一部を借りるため。	日光市と土地賃貸借契約を結び,毎年借り受けている土地の固定資産税相当分を支払う。	鹿沼市における畜産の振興	支払実績 H26~30年 各年88,967円	その他
15	経済部	林政課	間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書	東京都港区	1	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	H24.2.8	港区で国産材の活用により二酸化炭素固定量の増加とCO2吸収量増加による地球温暖化の防止に貢献する。	みなと森と水ネットワーク会議へ加入した自治体(78自治体)と港区で協定を結び,自治体ごとに登録をした各事業所が木材を直接納入する。	鹿沼産材の需要拡大	導入実績: H24~29年 計18件 (OAフロア,造作材,外構木柵等)	産業振興
16	環境部	環境課	河川活用発電サポーター事業に係る協定書	栃木県,三峰川電力(株)	1	任意	H26.8.28	発電事業が確実かつ円滑に実施されること	3者の役割,責務等	発電事業の確実かつ円滑な実施		その他
17	環境部	環境課	メガソーラー事業に係る基本協定書	栃木県,藤井産業(株)	1	任意	H24.7.10	発電事業が確実かつ円滑に実施されること	3者の役割,責務等	発電事業の確実かつ円滑な実施	H24.11発電開始	その他

鹿沼市が結ぶ協定等一覧(自治体間等)

No.	部名	課名	協定の名称	相手方名称	件数	協定の根拠	締結年月日	目的	内容	期待する効果	これまでの実績	分類
18	環境部	清掃課	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定	県、県内市町及び一部事務組合、関係団体	1	災害対策基本法	H20.3.21	災害時の迅速な対応及び事前の処理体制の構築を図るため	被災した市町等は県に応援要請を行い、県は、要請内容・被災状況に応じて、被災していない市町等に応援を要請するとともに、必要に応じて関係団体に協力を要請する。	県・市町及び関係団体との連携が図られ、災害時に迅速かつ幅広い応援・協力体制を築くことができる。	関東・東北豪雨での相談	安全安心
19	環境部	下水道施設課	下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約	栃木県外17市町	1	地方自治法第252条の14	H9.2.4	下水道資源化工場を建設・維持管理に関する事務の委託	下水道資源化工場を建設・維持管理に関する事務の委託	県に事務委託することで円滑な建設・維持管理が執行できる。	H14年度より下水汚泥の広域処理を実施。	効率化
20	環境部	下水道施設課	流域下水汚泥処理事業に係る下水道資源化工場第1期計画汚泥処理施設等建設工事費用負担等に関する協定書	栃木県	1	任意(下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約)	H9.8.18	下水道資源化工場を建設する際の費用負担を明確にする	当初 鹿沼市の負担割合4.89% 現在 鹿沼市の負担割合6.16%	県及び関係市町と共同して資源化施設を建設し、処理及び有効利用を図る。	H14年度より下水汚泥の広域処理を実施。	効率化
21	都市建設部	維持課	一級河川小敷川河川施設管理協定書	栃木県鹿沼土木事務所長	1	任意	H29.3.1	河川増水時における迅速な対応	河川施設の日常管理、河川増水時の河川施設の操作について	河川増水時における被害の軽減	H29.10.22(台風21号)	安全安心
22	水道部	水道業務課	日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市・上三川町・茂木町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町・壬生町・栃木県企業局・宇都宮西中核工業団地事務組合・日光社寺水道事務所・芳賀中部上水道企業団	1	任意	H24.4.25	地震、異常湧水その他の災害における会員相互の応援活動	① 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣 ② 応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供 ③ 施設の応急復旧に必要な資器材の提供 ④ 作業に必要な車両、機械等の提供 ⑤ 水道公認工事店の斡旋	・ 応急給水の実施 ・ 早期の応急復旧 ・ 断水の早期解消	平成24年6月鹿沼市水道部第1浄水場ポンプ故障 給水車応援要請	安全安心
23	水道部	水道業務課	災害時における水道の応急活動の応援に関する協定	鹿沼市管工事業協同組合	1	任意	H29.5.26	災害時等の水道の断水等の被害の早期復旧	給水班、復旧班を編成し、応急活動を行う。	早期の応急復旧	実績なし	安全安心
24	消防本部	消防総務課	東北自動車道消防相互応援協定	佐野市、栃木市、宇都宮市、塩谷広域行政組合、那須地区消防組合	1	消防組織法	S49.12.20 (H27.9.30を最後に複数回再締結)	高速道路において、火災、救急事故その他の災害が発生した場合に、協定市町村等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ること。	協定市町村等の出場区域を定め、災害が発生し、協定市町村から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊の派遣を行う。	被害の軽減	H24.5.1の1件(近隣消防本部からの消防車両等の派遣を受ける)	安全安心
25	消防本部	消防総務課	宇都宮飛行場周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定	陸上自衛隊北宇都宮駐とん地	1	任意	S54.3.22	宇都宮飛行場周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害発生時に的確かつ迅速な応急救助活動を実施するための連絡・調整要領を定めること。	緊急連絡の窓口・内容、連絡調整、救助活動の分担等を定める。	被害の軽減	実績なし	安全安心
26	消防本部	消防総務課	消防相互応援協定	宇都宮市他隣接2市	3	消防組織法	S54.12.20	相互の市境界付近で発生した火災及びその他の災害が発生した場合に、協定市相互間の消防力を活用して対処すること。	火災・大規模な救急事故・特殊災害が発生した場合、必要な人員及び機器資材等を現場に派遣する。	被害の軽減	実績なし	安全安心

No.	部名	課名	協定の名称	相手方名称	件数	協定の根拠	締結年月日	目的	内容	期待する効果	これまでの実績	分類
27	消防本部	消防総務課	特殊災害消防相互 応援協定	常設消防を設置 する県内の市及 び事務組合	1	消防組織法	S56.5.20	大規模または特 殊な災害時の 広域的な応援 協定	高層建築物火災、 危険物施設火災、 大規模な火災そ の他特殊災害ま たは多数の死傷 者の発生が予測 される災害で、 当該消防力を もつては、防ぎ よ及び応急措置 が困難と予測さ れる災害への対 応。	被害の軽減	H15.9.8(プリ ジストン火災時 の応援出動)	安全安心
28	消防本部	消防総務課	携帯電話等から の119番通報接 続等に関する協 定	県内全消防本 部	1	任意	H10.10.24	自動車電話及 び携帯電話から の119番通報 の接続につい て、分散受信方 式(県内を4地域 に分散し携帯電 話等からの119 番通報を当該地 域内の他の消防 本部に転送する 方式をいう。)に より実施するに あたり、必要な 事項を定めるこ と。	代表消防本部は、 携帯電話等から の119番通報を 受信したときは 地域内の事案を 管轄する消防本 部に速やかに転 送する。	被害の軽減、相 互の迅速な情報 提供	H27中 管外への転送 61件、管内への 転送受信56件	安全安心
29	消防本部	消防総務課	北関東自動車道 消防相互応援協 定書	宇都宮市、栃木 市、石橋地区消 防組合	1	消防組織法	H12.7.3 (H26.1.20を最 後に複数回再 締結)	高速道路におい て、火災、救急 事故その他の災 害が発生した場 合に、協定市町 村等相互間の消 防力を活用して 災害による被害 の軽減を図るこ と。	協定市町村等の 出場区域を定め 、災害が発生し 、協定市町村か ら応援の要請が あった場合は、 相互に消防隊又 は救急隊の派遣 を行う。	被害の軽減	実績無し	安全安心
30	消防本部	警防救急課	エボラ出血熱患 者の移送に関する 協定書の締結に ついて	栃木県知事	1	法律	H27.12.1	エボラ出血熱患 者の移送に伴う 県及び市の対応 について定める こと。	エボラ出血熱患 者の移送協力及 び感染予防、移 送後の対応と費 用の負担等につ いて定めること 。	エボラ出血熱患 者の移送及び感 染予防、移送中 、移送後の円滑 な対応が可能と なる。	実績無し	安全安心
31	消防本部	通信指令課	栃木県内におけ る消防救急無線 設備の運用に関 する協定書	栃木県	1	電波法	H26.9.16	大規模災害時の 県内消防相互 応援及び緊急 消防援助隊の 受援等、消防 活動の円滑な 運用を目的とす る。	無線設備の免許 人、運用、維持 管理について定 める。	共通波を使用す ることにより、 円滑な消防 活動が期待さ れる。	実績なし	
32	消防本部	通信指令課	消防救急デジタル 無線に係る団体 コード等の取扱 いに関する合意 書	当市を除く県 内消防本部	1	任意	H26.11.25	消防救急デジ タル無線の円 滑な運用及び 秘匿性の確保 を目的とする。	栃木県及び他 県のデジタル 無線団体コー ドの取り扱い について定め る。	共通波を使用す ることにより、 円滑な消防 活動が期待さ れる。	実績なし	
33	消防本部	通信指令課	消防救急無線設 備の維持管理実 務に関する協 定書	栃木県市町村 総合事務組合	1	任意	H28.3.18	消防救急無線 設備(共通波設 備)の維持管理 実務に関する必 要事項を定め る。	栃木県市町村 総合事務組合 が所有する共 通波設備の維 持管理実務に ついて、構成 団体の実施範 囲及び損傷時 の対応につい て定める。	共通波設備を 共同運用する ことにより、 維持管理費用 が軽減される。		
34	消防本部	通信指令課	消防救急無線設 備の維持管理体 制に関する協 定書	宇都宮市	1	任意	H28.3.18	消防救急無線 設備(共通波設 備)の維持管理 実務を行う際 の体制に関す る必要事項を 定める。	構成団体を代 表して宇都宮 市が共通波設 備全体の維持 管理実務を実 施する。また、 この事務に係 る費用負担に ついて定める。	宇都宮市が一 括して維持管 理をしている ため、これに 関する業務に 携わらなくて 済む。		
35	教育委員会事務局	学校教育課	鹿沼市、グランド フォークス市学 生交換プログラム 並びに鹿沼市 へのALTの派遣 に関する覚書	アメリカ合衆 国ノースダコ タ州グランド フォークス市	1	任意	2007.10.17	両市の友好交 流を推進し、 相互理解を深 める。	鹿沼市とグ ランドフォーク ス市で相互に 学生を派遣す る(隔年で)	豊かな国際感 覚を養い、世 界の平和と友 好のために貢 献できる青年 の育成	H19年から1 年おきに相互 に学生を派遣	教育